

令和6年5月13日

一般社団法人 京都消防設備協会
会 員 各 位

一般社団法人京都消防設備協会
会長 瀧 中 昇

「京都市スマート申請」運用開始に伴う電子申請方法の変更について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から協会の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京都市消防局では、下記のとおり令和6年5月15日から「京都市スマート申請」の運用を開始し、電子申請の対象手続を拡大することとなりました。これに併せて、昨年度から「マイナポータル ぴったりサービス」で受付を開始している「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」及び「工事整備対象設備等着工届出書」についても、同日付けで「京都市スマート申請」に完全に移行しますのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、当該変更についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和6年4月24日付け京都市消防局ホームページ「電子申請対象手続の拡大」をご確認いただければ幸いです。

記

1 「京都市スマート申請」運用開始日時

令和6年5月15日（水） 正午から

※ 令和6年5月15日（水）正午までは、「マイナポータル ぴったりサービス」による電子申請が可能です。

2 「京都市スマート申請」に移行する届出手続

消防用設備等関連の以下の届出手続が、「京都市スマート申請」に移行します。

- (1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- (2) 工事整備対象設備等着工届出

3 利用方法等

京都市消防局のホームページにおいて、「京都市スマート申請操作手順」を掲載していますの

で御確認ください。

4 その他

次の手続については、引き続き「マイナポータル ぴったりサービス」及び「京都府・市町村共同電子申請システム」にて受付を行います。

(1) ぴったりサービス

(https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form)

	届出名
1	消防計画作成（変更）届出
2	防火・防災管理者選任（解任）届出
3	全体についての消防計画作成（変更）届出
4	防火対象物点検結果報告
5	統括防火・防災管理者選任（解任）届出
6	自衛消防組織設置（変更）届出
7	防災管理点検結果報告
8	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告

(2) 京都府・市町村共同電子申請システム

(<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/index.html>)

	届出名
	自衛消防訓練通知書

※ 「消防通知（建基法第93条第4項）」は5月15日付けで「京都市スマート申請」に移行します。

<連絡先>

京都市消防局予防部
指導課（担当 岸本、横山）
TEL:075-212-6924
FAX:075-212-6930
Mail:sido-shobo@city.kyoto.lg.jp